

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

規 則	ページ
北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	3
訓 令	
北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】	4
人事委員会	
職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】	5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る風評被害防止対策を行うため、産業経済局に風評被害防止対策室を新設することにしました。

この規則は、平成24年6月21日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第56号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条産業経済局総務政策部の項の次に次のように加える。

風評被害防止対策室

第3条産業経済局総務政策部の項の次に次のように加える。

風評被害防止対策室

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る風評被害防止対策に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月21日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の産業経済局の項中

	学術振興課	学術振興課長	を
	学術振興課	学術振興課長	
	風評被害防止対策室	風評被害防止対策室次長	に

改める。

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中「環境国際戦略室長」を「環境国際戦略室長
風評被害防止対策室長」に
改め、同表の課長の欄中「産業廃棄物対策室長」を「産業廃棄物対策室長
風評被害防止対策室次長
に改める。」

付 則

この訓令は、平成24年6月21日から施行する。

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月20日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第7号

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任に関する規則（昭和43年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1) 行政職の表の ^{一般事務員}の項5等級の欄中「環境センタ
^{一般技術員}

工場長」を 「環境センター工場長
風評被害防止対策室次長」 に改め、同項6等級の欄中「環境科

学研究所長」を 「環境科学研究所長
風評被害防止対策室長」 に改める。

付 則

この規則は、北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則（平成24年北九州市規則第56号）の施行の日から施行する。